

令和7年11月12日

保護者各位

北海道釧路商業校等学校長

太田和浩

学校における感染症に係る出席停止の対応について

向寒の候 保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、お子様が感染症の診断を受けた際の本校での対応について提示させていただきます。基本的には、学校感染症の証明書の内容をもって出席状況の確認をしますので、以下のいずれかの書類の提出をお願いします。

インフルエンザと診断された場合は、医師の診断のもと、学校保健安全法施行規則第19条の規定（一部改正）により出席停止となります（発熱の翌日を1日目として、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで）。ついては、医師の指示に従って、必要と認められた期間は十分療養してください。

なお、受診にあたっては、医師から出席停止期間を確認し、証明書等の提出をお願いいたします。

【インフルエンザの場合】							
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	解熱	出席停止				登校可	
発症	発熱	解熱	出席停止			登校可	
発症	発熱		解熱	出席停止		登校可	
発症	発熱			解熱	出席停止		登校可

最低5日間は登校できません

5日間経過しても、解熱後2日経過するまでは出席停止です

（1）医療機関より証明書が発行された場合

→病名、出席停止期間、医療機関が明記されているものであれば、どんな書式でもかまいません。

（2）医療機関より証明書の発行がない場合

→本校の書式の「学校感染症報告書」と、受診の際の領収書や処方箋等、受診した証明となるもののコピーを学校へ提出してください。

※書式については、お手数ですが直接担任からお受け取りになるか、各ご家庭で本校のホームページよりダウンロードしてご使用ください。